

令和6年度諮問（個）第1号
答申（個）第32号

「措置入院に関する書類に記載された保有個人情報の訂正決定に係る審査請求」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報訂正決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

(1) 保有個人情報訂正請求書の提出

審査請求人は、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定により令和5（2023）年11月7日付けで次のとおり保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

(2) 本件訂正請求の内容

栃木県保健福祉部障害福祉課が保有する令和〇（〇〇）年〇月〇日及び令和〇（〇〇）年〇月〇日の審査請求人の措置入院に関する保健所から送付された書類一式について21か所の訂正を請求するもの

2 本件訂正請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件訂正請求のうち5か所を訂正、16か所を事実の正誤を判断することができないため不訂正とし、令和5（2023）年12月7日付けで法第93条第1項の規定により本件処分を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対し、令和6（2024）年3月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、令和6（2024）年7月12日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分で不訂正とされた部分のうち8か所（以下「不訂正項目」という。）の訂正を求める。

2 審査請求の理由等

令和〇（〇〇）年〇月〇日の措置入院に関する書類一式のうち、精神障害者等通報書（以下「通報書」という。）及び申請等に対する調査書（以下「調査書」という。）の不訂正項目には事実に反する部分があり、そのことを示す証拠も提示しているため、不訂正項目を訂正するべきである。

第4 実施機関の主張要旨

通報書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123

号。以下「精神保健福祉法」という。)第24条の規定に基づき、宇都宮地方検察庁の検察官が栃木県知事に通報するときに作成されたものであり、当時の通報書の作成方法や根拠等を確認することは困難である。さらに、実施機関において宇都宮地方検察庁に確認したところ、通報書の内容に誤りはないとの回答を得た。

また、調査書は、精神保健福祉法第27条第1項の規定に基づき、精神保健指定医による診察の必要性を判断するために保健所の職員が作成したものである。当該職員は、精神保健福祉法の趣旨や目的に反しない範囲で調査結果を記録しており、記録された審査請求人の行為自体には誤りがないため、不適切な記載であったとまではいえない。

したがって、審査請求人が提示する証拠をもってしても、事実の正誤を客観的に判断することはできないため、不訂正項目を事実でないと認めることはできない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 法は、個人情報を取り扱う行政機関等が遵守すべき義務等を定めることにより個人の権利利益を保護することを目的の1つとし、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにしている。
- (2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁の処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報訂正請求に対して「訂正決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、(1)の基本的な考え方に立って保有個人情報の訂正を求める権利が侵害されることのないよう法を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 保有個人情報の訂正義務について

法第92条において、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報

報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならぬ」と規定されている。

(2) 本件訂正請求に係る保有個人情報の利用目的について

ア 通報書の利用目的

通報書は、検察官が精神保健福祉法第 24 条の規定に基づき、被疑者や被告人が精神障害者やその疑いのある者であることについて知事に通報するとき作成し、検察官の通報当時の認識や検察官がその当時把握していた情報が記載され、その後の措置入院の要否の判断に利用されるものである。現在は、当時の通報内容の記録として保存されている。

イ 調査書の利用目的

調査書は、保健所の職員が精神保健指定医による診察の必要性を判断するために作成し、保健所の職員が関係者から聞き取った内容や関係資料により把握した内容が記載され、その後の措置入院の要否の判断に利用されるものである。現在は、当時の調査内容の記録として保存されている。

(3) 本件訂正請求に係る保有個人情報の訂正の要否について

通報書及び調査書は、既に行われた措置入院の要否判断の資料として、当時の検察官からの通報及び保健所の調査内容を記録しておくものであることから、そのままの形で保存しておく必要があるといえる。仮に客観的事実との整合性に疑義が生じたとしても、これを理由に訂正に応じることは保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるため、訂正を要しない。

(4) まとめ

上記(1)から(3)までのことから、不訂正項目を訂正しないこととした本件処分は妥当である。

3 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-----------------------------------|------------------------|
| 令和6(2024)年1月12日 | ・ 諮問庁から諮問書を受理 |
| 令和6(2024)年12月19日 (第63回審査会第2部会) | ・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議 |
| 令和7(2025)年1月20日 (第64回審査会第2部会) | ・ 審議 |

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

| 氏 名 | 職 業 等 | 備 考 |
|---------|------------|----------|
| 小 林 延 年 | 元栃木県農政部長 | 部会長職務代理者 |
| 篠 崎 文 男 | 社会福祉士 | |
| 杉 田 明 子 | 弁護士 | |
| 茂 木 明 奈 | 白鷗大学法学部准教授 | 部会長 |

(五十音順)